## 鳥取県告示第216号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第258号 (鳥取県営ライフル射撃場の利用料金について) は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

区分		金	額	
	専用利用		一般利用	
スモールボア・ライフル射撃場	1時間につき 2	2,800円	1人1時間につき	130円
エア・ライフル射撃場	1時間につき	1,390円	1人1時間につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として 計算するものとする。

## 2 承認年月日

平成21年3月23日